**「オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画書」作成要領**

**１　計画書の概要**

**（1）目的**

オキシダントに係る「予報」、「注意報」、「警報」、「重大緊急警報」が発令された際に、一般対象工場や

特別対象工場等の緊急時対象工場は、設置している施設の稼働時間の削減や稼働台数を減らす等で、ばい煙量等の削減措置を実施する必要があり、本計画は、その削減措置の詳細について定めるもの。

**（2）基本的な削減措置**

下記の表に定める削減措置を、工場、事業場全体の「原燃料使用量」、「排出ガス量」又は「窒素酸化物排出量」のいずれかで実施する必要がある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般対象工場 | 特別対象工場 |
| 予　報 | 操業に当たって原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量が通常値より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報による措置が行える体制をとるよう要請すること。 | 工場又は事業場全体の原燃料の  使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の２０％以上削減するよう要請すること。 |
| 注 意 報 | 工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通常値の２０％以上削減するよう要請し、又は勧告すること。 | 予報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。 |
| 警　報 | 注意報に引き続き原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少に徹底を期すとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとるよう要請し、又は勧告すること。 | 工場又は事業場全体の原燃  料の使用量、排出ガス量又は  窒素酸化物排出量を通常値の  ４０％以上削減するよう要請  し、又は勧告すること。 |
| 重大緊急警報 | 工場又は事業場全体の原燃料の使用量、排出ガス量又は窒素酸化物排出量を通  常値の４０％以上削減するよう命令すること。 | 工場又は事業場全体の原燃  料の使用量、排出ガス量又は  窒素酸化物排出量を通常値の  ４０％以上削減するよう命令  すること。 |

**（3）提出書類**

○**様式１（表紙）**は必ず提出すること。

○削減措置の内容に応じて、以下のいずれかの別紙を提出すること。

①設置している施設の稼働時間の削減や稼働台数を減らす等で上記削減措置を実施できる場合は、

**別紙１、２を提出**すること。

**①で削減措置を実施できない場合は、以下に示す３点のいずれか、あるいは組み合わせで実施する**

**ものとする。**

②現状設置している施設の稼働状況を基に、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施

細目（以下、細目とする）別表第１に定める算出式で計算し、その数値が基準以下となる場合

　　　⇒ **別紙１、２、３を提出**

③低NoX機器の設置や窒素酸化物対策を実施する等、細目（別表第２）に定める基準を満たす

施設を設置している場合

⇒ **別紙１，２、４を提出**

　　　 ④例外として、ばい煙量等の削減措置を取ることにより、広く社会的に損害や混乱を生じ、又は

人命に影響を与える施設（病院、発電施設等）で、事前に府と協議のうえ特殊施設と認められ

た場合

　 　⇒　**別紙１，２、５を提出**

**２　計画書の作成にあたって**

事前協議において「緊急時措置等の適用除外」として認められた工場・事業場以外は下表のとおり提出すること。

1. **計画書様式及び添付書類**

　ア　計画書及び別紙（各様式ごとの詳細は次ページ以降参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 計画書及び別紙 | | 備　　　　考 |
| **オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画書（様式１）** | | **必須** |
|  | **別紙１　　ばい煙発生施設の内容等** | **必　　須** |
| **別紙２　　ばい煙量等減少計画** | **必　　須** |
| 別紙３　　窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用状況 | 細目３（１）の代替措置基準を適用する場合に添付 |
| 別紙４　　施設代替措置基準の適用 | 細目３（２）の施設代替措置基準  を適用する場合に添付 |
| 別紙５　　特殊施設の適用 | 細目３（３）の特殊施設を適用  する場合に添付 |

別紙３、別紙４、別紙５については、適用する基準に応じて添付すること。提出パターンは以下のとおり。

　①オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領（以下、要領とする）第１１条２より、別表第３

（緊急時の措置）に掲げる削減措置を実施できる場合

⇒別紙２「20％削減に係る減少計画」及び「40％削減に係る減少計画」において、各計画ごとの施設合計（通常値）の原燃料使用量、排出ガス量又はNOx排出量のいずれかで目標値（20％及び40％）を達成している場合は、**別紙１、別紙２の提出のみ**とする。

②要領第１１条２の別表第３ではなく、細目３で定める緊急時の削減措置（別紙３、別紙４、別紙５）を

実施する場合

（例）

〇施設代替措置基準を満たす施設、特殊施設が全くなく、細目３（１）のみを適用する場合

　　　⇒別紙１、別紙２、別紙３

　　〇設置している施設全てが施設代替措置基準を満たす、又は特殊施設の場合

　　　⇒別紙１、別紙２、別紙４又は別紙５　（別紙３の提出は不要）

　　〇設置している施設の一部が施設代替措置基準を満たす、又は特殊施設の場合

　　　⇒別紙１、別紙２、別紙３、別紙４又は別紙５

　　　　（該当する施設のみ別紙４又は別紙５を適用し、それ以外の施設については別紙３の提出も必要）

資料の組み合わせは下記の表のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の設置状況 | 別紙３ | 別紙４ | 別紙５ |
| 施設代替措置基準を満たす施設：なし  特殊施設：なし | 〇 | × | × |
| 施設全てが施設代替措置基準を満たす  特殊施設：なし | × | 〇 | × |
| 施設代替措置基準を満たす施設：なし  施設全てが特殊施設 | × | × | 〇 |
| 施設代替措置基準を満たす施設：一部あり  特殊施設：なし | 〇 | 〇 | × |
| 施設代替措置基準を満たす施設：なし  特殊施設：一部あり | 〇 | × | 〇 |
| 施設代替措置基準を満たす施設：一部あり  特殊施設：一部あり | 別紙４、５の対象施設以外を設置している場合は〇 | 〇 | 〇 |

イ　添付書類等

|  |  |
| --- | --- |
| 必要な書類 | 備　　　　考 |
| 通常時の｢排出ガス量｣、｢NOx濃度｣、｢NOx排出量｣の算出の  根拠となる資料 | 算出根拠が(3)の届出書に  基づかないとき |

**(2)削減対象施設の範囲**

　　　オキシダント緊急時が発令された際、減少措置の対象となるばい煙発生施設は、緊急時対象工場内　　に設置する施設のうち、大気汚染防止法施行令別表第一に掲げる施設とする。

**(3）計画書作成に係る基礎資料**

　　　本計画書は、原則として、工場・事業場が府又は市町村に提出している「窒素酸化物総量規制に係るばい煙発生施設の使用計画書」（以下「NOx総量規制使用計画書」という。）の**最新のものに基づき**作成すること。また、**新設の施設等で過去の実績により難い場合は、操業計画等に基づき記入**すること。

**(4）計画書提出様式**

本計画書の提出は、原則として電子メール又は電子ファイルによるものとする。

※郵送による副本の返送には対応いたしかねます。

**３　各様式ごとの記入要領**

**○「様式1：緊急時におけるばい煙量減少計画書」（必須）**

**①緊急時対象工場の区分**

　 「一般対象工場」及び「特別対象工場」の区分のうち、該当する方を○で囲むこと。

ＷNOx欄には、NOx総量規制使用計画書の様式２におけるＷNOxを記載すること。

**②ばい煙量等減少計画**

ばい煙量等の削減措置を行う基準として、別紙２のとおり「通常値からの削減」を原則とするため、「通常値からの削減」を〇で囲むこと。なお、これによりがたい場合には事前に協議すること。

**③当該減少計画の運用開始(予定)日**

　　　緊急時対象工場において、ばい煙発生施設の設置・変更・承継・廃止や操業計画の変更等により、　　減少計画の内容を変更する必要が生じたため、新たに減少計画書を提出する場合には、当該減少計画　　の運用開始(予定)日を次例を参考に記載すること。

　　　例　施設の設置・変更等による場合・・・・・・当該施設の使用開始予定日

　　　施設の廃止・休止等による場合・・・・・・ 〃　　廃止又は休止日

　　　操業計画の変更等による場合 ・・・・・・新規計画による操業開始(予定)日

**④当該減少計画についての担当部課名及び緊急連絡先**

　　　この計画についての担当者連絡先を記載すること。

**⑤工場又は事業場の事業内容**

　　　日本標準産業分類の中分類によるか、又は事業内容を具体的に記載すること。

**○「別紙１：ばい煙発生施設の内容等」（必須）**

**１.ばい煙発生施設の内容**

**①施設番号、②施設の種類、③定格原燃料使用量の重油換算値**

　　NOx総量規制使用計画書の様式２における「施設番号」、「施設の種類」及び「原料及び燃料使用量の重油換算値」を記載すること。

**④5月～10月までの稼働時間**

　過去の実績を基に、5月～10月末までの総稼動時間を記載すること。新設の施設等で過去の実績により難い場合は、操業計画等に基づき記載すること。また、5月～10月までの総稼働時間が250時間未満の施設については「250時間未満」の欄に○印を記載すること。

**⑤適用区分**

該当するものに○印を記入すること。

**⑥削減措置の確認方法**

　　　光化学スモッグ注意報等の緊急時発令の際に、減少措置の実施状況を確認する方法について次例を　　参考に記載すること。

　　　　（例）NOx連続分析計、燃料流量計、運転日誌等

**２. 細目３（２）以外の合計値**

　　　施設代替措置基準適用施設以外の合計値を記載すること。（別紙２の「細目３（２）以外の合計」欄と一致）

**３.通常時の昼間の稼働状況**

別紙２の「通常時の昼間におけるばい煙排出状況等」の欄で各施設の合計（通常値欄）の値を記載すること。

**４.通常時の窒素酸化物対策の実施状況**

細目３（１）代替措置基準を適用する場合は、それぞれ下表の右欄に示す事項を必ず記載すること。なお、計算式の結果がアの基準を満たす場合は、イの計算を不要とする。

**別紙３を必ず添付すること。**

|  |  |
| --- | --- |
| ア：実行Ｑ／Ｑｒに基づく代替措置基準の適用を受けようとする場合 | 実行Ｑ／Ｑｒ  （実行Ｑ、Ｑｒ） |
| イ：ＱＨ／ＱＲに基づく代替措置基準の適用を受けようとする場合 | 実行Ｑ／Ｑｒ（実行Ｑ、Ｑｒ）  ＱＨ／ＱＲ （ＱＨ　、ＱＲ　） |

なお、実行Ｑ／Ｑｒ、ＱＨ／ＱＲ　の値は、小数点以下３桁目を四捨五入して求める。

**○「別紙２：ばい煙量等減少計画」（必須）**

**別紙２は、別紙１に記載した施設のうち、通常値の算出から除外する施設を除く施設について記載すること。なお、通常値の算出から除外する施設は次のとおりである。**

　ア

|  |  |
| --- | --- |
| 大気汚染防止法施行令別表一の項番 | 施　　設　　の　　種　　類 |
| １２ | 電気炉 |
| １５ | 乾燥施設 |
| １９ | 塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 |

イ　休止施設、非常用施設及び夜間のみ稼働する施設

　ウ　5～10月までの稼働時間が250時間未満の施設

**１.施設番号**

**別紙１の「施設番号」**を記載すること。

**２.適用区分**

施設代替措置基準適用施設については「**代**」、特殊施設に該当する施設については「**特**」を記入すること。

**３.通常時の昼間におけるばい煙排出状況等（５月～10月までの稼働状況）**

**５月～10月末までの平均的な昼間の使用状況**に基づき、通常時のばい煙排出状況等を作成する

こと。

**①原燃料の種類**

　　施設で使用する原燃料の種類を記載すること。

**②原燃料使用量**

　　原燃料の**１時間当たりの使用量**を記載し、（　）内に**重油換算原燃料使用量（単位：kL/h）**を記載すること。

「施設合計（通常値）」、「細目３（２）以外の合計」の欄は、**重油換算原燃料使用量の合計**

**だけ**を記載すること。

**③排出ガス量（乾き排ガス　O２=0%で記載すること。）**

**測定値**を基に記載する。常時測定を行っておらず、NOx総量規制使用計画書に基づかない場合は、排出ガス量の根拠等になる書類を添付すること。

　　　なお、排出ガス量は、測定実績値に基づくか又は、NOx総量規制使用計画書の別紙２「単位乾き排ガス量」（Ｇ０’単位：Nm３/L､Nm３/㎏、Nm３/Nm３）を用いて算出すること。

　　　　　Ｇ０’を用いる場合

　　　　　　　乾き排出ガス量(Nm３/h)＝②の原燃料使用量×Ｇ０’

**④NOx濃度（O２=0%　乾き）**

**測定値**を基に記載する。常時測定を行っておらず、NOx総量規制使用計画書に基づかない場合は、

NOx濃度の根拠等になる書類を添付すること。

**⑤NOx排出量**

**測定値**を基に記載する。常時測定を行っておらず、NOx総量規制使用計画書に基づかない場合は、NOx排出量の根拠等になる書類を添付すること。

　　　なお、NOx排出量の算出は、③排出ガス量及び④NOx濃度を用い、次式によること。

　　　　　NOx排出量(Nm３/h)＝窒素酸化物濃度(O２=0%、ppm)×乾き排出ガス量(O２=0%、Nm３/h)×10－６

**４.緊急時におけるばい煙減少計画の内容**

|  |
| --- |
| **「原燃料使用量」、「排出ガス量」又は「NOx排出量」の減少率が「通常値」に対して20%以上及び40%以上になるよう削減計画を策定すること（細目３（１）代替措置基準、３（２）施設代替措置基準、３（３）特殊施設を適用する場合は20％削減措置の規定を適用しないが、40％削減に係る減少計画について、特殊施設以外は削減率を40％以上となるようにすること）。なお、特殊施設として認定されたばい煙発生施設がある場合は、事前協議で認められた減少率になるよう策定すること。** |

**①原燃料使用量、②排出ガス量③NOx排出量**

　　発令時における値を記載する。代替措置基準を満たす等で、削減率が０％の場合は、**「通常時の昼間におけるばい煙排出状況等」**に記載した値をそのまま記載すること。

**○「別紙３：窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用状況」**

　　※以下のいずれかの基準を満たし、細目３（１）代替措置基準を適用する場合は必ず添付する。

**・　実行Ｑ／Ｑｒに基づく代替措置基準を満たす**

**・　ＱＨ／ＱＲに基づく代替措置基準を満たす**

**①施設番号、②施設の種類、③施設の設置年月日**

　　NOx総量規制使用計画書の別紙１における「施設番号」、「施設の種類」、「施設の設置年月日」を記載すること。

**④排出ガス量（Ｖ、Ｖｉ）、⑤施設係数相当値**

　　NOx総量規制使用計画書の様式２における「排出ガス量（Ｖ、Ｖｉ）」、「施設係数（Ｃ、Ｃｉ）」を記載すること。ただし、⑤施設係数相当値は、次表の施設についてはオキシダント用の施設係数を使用すること。

　　　　　　○オキシダント用に施設係数の変更を要するばい煙発生施設及び施設係数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ばい煙発生施設名 | ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ用の施設係数 | |
| Ｃ | Ｃｉ |
| ガスを専焼させるボイラー  ガスタービン　　　（2000kW超）  　 　　　　　（2000kW未満）  ディーゼル機関  ガス機関 | 3.1  　2.5  　3.3  　8.3  　5.0 | 2.2  　1.7  　2.5  　5.0  　3.3 |

　　　「排出ガス量（Ｖ、Ｖｉ）」、「施設係数（Ｃ、Ｃｉ）」の考え方は、NOx総量規制使用計画書の

総量規制基準の考え方に基づき、各施設ごとに定められる基準日の前後で係数が変わるため、原則と

して、（ＣとＶ）又は（ＣｉとＶｉ）の組み合わせとなるよう記載すること。なお、これによりがたい場合は事前に協議すること。

**⑥Ｃ・Ｖ及びＣｉ・Ｖｉ**

　　　計算値について、小数点以下４桁目以下を切り捨て、記載すること。

**⑦Ｑｒ及びＱＲ（ＱＨ／ＱＲに基づく代替措置基準の適用を受けないものは、ＱＲを記載しなくてよい。）**

　　　Ｑr（ＱＲ）＝ｋ［（Ｃ・Ｖの施設合計値）＋（Ci・Viの施設合計値）］０．９５

　　　　　ただし、NOx総量規制地域内においてはｋ=0.6　他の地域においてはｋ=0.7　を使用する。

　　　　Ｑｒ ：　交互使用のうち予備の施設として扱うもの、予備の施設、休止の施設及び緊急時措置除　　　　　　　　外施設を除外して計算する。計算値について、小数点以下４桁目以下を切り捨て記載す　　　　　　　　ること。

　　　　ＱＲ　　：　Ｑｒの計算に必要な施設から**年間稼働時間が500時間に満たない施設を除外して**計算す　　　　　　　　る。計算値について、小数点以下４桁目以下を切り捨て記載すること。

**⑧Ｎ値**

　　N値は、各施設が、定格運転時に法の排出濃度基準、NOx総量規制基準を遵守できる範囲で設定された最大窒素酸化物濃度の目安値である。N値は、施設ごとに最大窒素酸化物排出濃度（O2=0%）を記入し、原則として１時間値の平均値を記入すること。

なお、NOx総量規制使用計画書を提出している場合は、様式２における「N値」を記載すること。

**⑨Ｎ（Ｖ＋Ｖｉ）／100**

　　　計算値について、小数点以下４桁目以下を切り上げて記載すること。

**⑩NOx排出量**

ton/年：窒素酸化物重量（ＮＯ２換算）の計算式（酸素濃度０％換算した値で計算してください）

46

年間乾き排出ガス量 ×　平均排出濃度(ppm) ×　　　　　 　　　 ＝ ＮＯ2排出量

（×106Ｎｍ３／年） 　　　　　　　　　22,400　　　　　 （ｔ／年）

46

（ ：46はＮＯ2の分子量、ＮＯ2 46ｔは22,400Ｎｍ３に相当する。）

22,400

〔計算例〕年間排出ガス量63.9×106Ｎｍ３で、ＮＯｘ平均排出濃度が180ppmの場合

63.9 × 180 × 46 ／ 22,400 ＝ 23.62（ｔ／年）

　　　Nm３/年：　(Nm３/年)値＝(ton/年)値÷46×22.4×1000＝(ton/年)値×487

　　　複数基の施設でまとめてNOx 排出量を把握している場合は、当該施設について、N(V+Vi)/100と稼動　　時間の積に比例した分配を行うこと。

**⑪適用区分**

該当するものに○印を記入すること。

この欄における「500時間未満」は夜間の稼働時間を含んだ年間の稼働時間数が500時間未満の場合　　に○印を記載すること。

**⑫ＱＨ**

　　　以下の計算式によって算出すること。

なお、「Ｑiの施設合計値」、「Qi・tiの施設合計値」の計算対象施設は、⑦のＱＲと同じとする。

　　ＱＨ ＝（Ｑiの施設合計値）２ ÷（Qi・tiの施設合計値）

**○「別紙４：施設代替措置基準の適用」**

**①施設番号、②施設の種類、③設置年月日、④定格原燃料使用量の重油換算値**

　　NOx総量規制使用計画書の別紙１における「施設番号」、「施設の種類」、「設置年月日」及び「原料及び燃料使用量の重油換算値」を記載すること。

**⑤原燃料の種類**

　　　施設で使用する原燃料の種類を記載すること。

**⑥窒素酸化物削減対策**

脱硝施設、低NOxバーナー等排出ガスの処理方法を記載すること。

**⑦法・要綱等に基づく排出基準**

法・要綱等に基づく排出基準値を記載すること。

On(%)は、ボイラー及び固定型内燃機関については、On(%)＝０とする。その他のばい煙発生施設については、大気汚染防止法施行規則別表第３の２（第５条関係）の備考に揚げている値を用いること。

**⑧窒素酸化物濃度**

前年度における排ガス中の窒素酸化物濃度測定結果の実測値の平均値を記載すること。この場合、　　裏付けとなる計量証明等を添付すること。

**○「別紙５：特殊施設の適用」**

**①施設番号、②施設の種類、③定格原燃料使用量の重油換算値**

　　NOx総量届出書の別紙１における「施設番号」、「施設の種類」及び「原料及び燃料使用量の重油換　　算値」を記載すること。

**④原燃料の種類**

　　　施設で使用する原燃料の種類を記載すること。

**⑤特殊施設の区分**

細目３の（３）に掲げるアからオまでのうち、該当するものの記号を記載すること。

**⑥通常値に対する削減率**

緊急時に可能な削減措置をとった場合の削減率を、通常値に対して「％」で記載すること。

**「オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画変更届」作成要領**

**１ 変更届の作成にあたって**

　本届は、オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施要領第１２条の３項及び同実施細目５の

(3)の規定に該当する場合、下表のとおり提出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更届 | | 備　　　　考 |
| **オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画変更届(様式2）** | | **必須** |
|  | 別紙１　　ばい煙発生施設の内容等 | 変更箇所がある場合 |
| 別紙２　　ばい煙量等減少計画 | 変更箇所がある場合 |
| 別紙３　　窒素酸化物に係るばい煙発生施設の使用状況 | 変更箇所がある場合 |
| 別紙４　　施設の代替措置基準に関する書類 | 変更箇所がある場合 |
| 別紙５　　特殊施設に関する書類 | 変更箇所がある場合 |

**２「オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画変更届」**

|  |
| --- |
| 変更届は、オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画書（以下「計画書」という。）の内容を変更する場合に提出するものである。このため、添付書類や記載事項は計画書と同様であり、詳細は「オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画書」作成要領を参考にすること。 |

**①変更内容の概要**

オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目５の(3)の規定に該当する変更内容の概要を　　 記載すること。

**②添付書類**

様式１の別紙１～５において、変更を必要とする箇所を修正し添付する。なお、変更箇所がない別表等については、提出する必要はない。

**｢オキシダント緊急時におけるばい煙量減少措置報告書」作成要領**

**１　報告書の作成にあたって**

　　　大阪府より提出を求めた場合は、下表のとおり速やかに提出すること。発令時の対応について減少措置内容を本報告書に記録し、1年間保管すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 報告書 | 備　　　　　考 |
| オキシダント緊急時におけるばい煙量減少措置報告書 | 細目（様式３） |

**２　「オキシダント緊急時におけるばい煙量減少措置報告書」**

**１.緊急時発令日**

　　　　特別対象工場においては、予報等が発令された年月日を記載する。

　　　　一般対象工場においては、注意報等が発令された年月日を記載する。

**２.緊急時対象工場の区分**

　　　　「一般対象工場」及び「特別対象工場」の区分のうち、該当する方を○で囲むこと。なお、一般　　　対象工場にあっては、当該工場等が位置する地域区分のうち該当するものを○で囲むこと。

**３.光化学スモッグの発令状況**

　　　　緊急時が発令された日の発令号数を記載する。

**４.当該報告についての担当部課名及び緊急連絡先**

　　　　この報告についての担当者連絡先を記載すること。

**５.緊急時措置の実施内容**

**①実施内容**

　　　　　該当する番号を○で囲むこと。工場全体が休止している場合は、２を○で囲み、その理由を記載すること。

**②削減措置の基準**

削減措置の基準とした方を○で囲むこと。

　　　　「通常値」を基準にする場合は、オキシダント緊急時におけるばい煙量減少計画書（様式１）の　　　　別紙１の２に記載した削減対象とする項目の通常値を記載すること。

なお、細目３（４）により、発令前１時間の稼働状況からの削減を行う緊急時対象工場については、発令前１時間（昼休み等で操業が著しく低下している場合は、その前の１時間）の稼働状況に基づき記載すること。

**③「減少措置－１」及び「減少措置－２」**

　 　　　原燃料使用量、排出ガス量及び窒素酸化物排出量のうち、削減対象とする項目について、光化学　　　 スモッグ発令中の状況を記載する。

また、次式により算出した減少率を記載すること。

　　　 　　減少措置後の値

　減少率（％）＝（１－ ）×１００

　　　　　通　　　常　　　値

　　　（備考）　　減少措置後の値　… 緊急時発令後における窒素酸化物排出量、排出ガス量又は原燃料 使用量の重油換算値の１時間値

　　　　　通　　常　　値　… ②に記載した通常値